

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（授業料の納付方法等） 第 3 条 〔略〕 2 ～ 4 〔略〕 5 第 3 項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの、<u>法第17条の規定による届出により就学支援金の支給を受ける資格がないとされた者</u>その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 6 ～ 8 〔略〕	（授業料の納付方法等） 第 3 条 〔略〕 2 ～ 4 〔略〕 5 第 3 項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 6 ～ 8 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号）附則第 2 条第 2 項の規定の適用を受ける者であつて、同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第17条の規定の例による届出により同法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給を受ける資格がないとされたものに係る授業料及び通信制受講料の納付については、なお従前の例による。